

No.	質問	回答
1	「資格情報のお知らせ（加入者情報）」とは何か。	（通知文の項番 「 1 」を参照してください。） マイナ保険証を安心して御利用いただくため、オンライン資格確認等システムに登録されている資格情報とマイナンバーの下4桁を記載し、加入者御自身にその内容の確認を求めるための書類です。
2	令和6年12月2日以降に交付される「資格情報のお知らせ」との違いは？	（通知文の項番 「 1 , 9 」を参照してください。） 「資格情報のお知らせ（加入者情報）」は、今回限りの配付となります。 今回送付対象外となった方や、令和6年12月2日以降の新規加入者等に対しても、「資格情報のお知らせ」を令和6年12月2日以降に交付する予定ですが、マイナンバーの下4桁は記載いたしません。
3	これがあればマイナ保険証を持たなくてもよいのか。	「資格情報のお知らせ」のみで保険診療を受けることはできません。マイナ保険証と一緒に携行することをお勧めいたします。
4	内容が合っていることを確認したらこのお知らせは廃棄してもよいのか。	「資格情報のお知らせ」は、大切に保管いただきますようお願いします。 オンライン資格確認等システムを導入していない医療機関等を受診する場合や、医療機関等を受診する際にマイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、この「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証とともに医療機関等で提示することで保険診療を受けることができます。
5	「資格情報のお知らせ」は、常に紙で持ち歩いていないといけないのか。	マイナポータルから、御自身のスマートフォン等にPDF形式でダウンロードができます（令和6年2月からの新機能）。スマートフォンに保存しておけば、紙で持ち歩く必要はありません。
6	私が退職した（又は被扶養者が認定取消となった）場合には、「資格情報のお知らせ」を返却するのか。	（通知文の項番 「 9(2) 」を参照してください。） 配布後に組合員が退職した場合及び被扶養者が認定取消となった場合でも、「資格情報のお知らせ（加入者情報）」を回収・返却する必要はありません。御不要の場合には各自で処分してください。 ただし、健康保険証（組合員証・被扶養者証）は、所属所の事務担当者に必ず返却してください。
7	マイナンバーを提出した覚えはないのに、なぜ記載されているのか。	共済組合では、マイナンバーを勤務先（教育庁人事部）等に提出していない方についても、法令に基づき、マイナンバーを管理している団体（地方公共団体情報システム機構（J-LIS））に照会してマイナンバーを取得しています。
8-1	マイナンバーを勤務先に提出したのに、「資格情報のお知らせ（加入者情報）」が配付されなかった。不利益はないか。 ・ マイナポータルにログインすれば、最新の資格情報を確認することはできる。	（通知文の項番 「 2 」を参照してください。） 令和6年6月21日以降にマイナンバー等の登録処理が完了した方は、今回は送付されませんが、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報が登録されていますので、マイナ保険証で受診することができます。 なお、現在お手元にある有効な健康保険証（組合員証・被扶養者証）は最長1年間の経過措置（令和7年12月1日まで）が設けられ、これまでどおり御利用いただけるため、この点で不利益はありません。

No.	質問	回答
8-2	マイナンバーを勤務先に提出したのに、「資格情報のお知らせ（加入者情報）」が配付されなかった。不利益はないか。 ・ マイナポータルにログインしても、最新の資格情報を確認することができない。	（通知文の項番 「 2 」を参照してください。） 現時点でマイナンバー等の登録処理が未完了の方は、今回は送付されません。現時点では、オンライン資格確認等システムに最新の資格情報が登録されていませんので、マイナ保険証で受診することができない状態です。 何らかの事情により、共済組合がマイナンバーを取得できていない方については、今後、共済組合からマイナンバーの提供依頼を行うことを予定しています。 なお、現在お手元にある有効な健康保険証（組合員証・被扶養者証）は最長1年間の経過措置（令和7年12月1日まで）が設けられ、これまでどおり御利用いただけるため、この点で不利益はありません。
9	私（又は家族）に配付されていないのはなぜか。具体的にどのような理由か。別途同じお知らせが配付されると考えてよいか。	（通知文の項番 「 2 , 8 」を参照してください。） 今回送付されなかった加入者についても、令和6年12月2日以降、「資格情報のお知らせ」（マイナンバー下4桁の記載のないもの）を交付する予定です。
10	既に私は退職（又は既に家族は就職し就職先の健康保険に加入）しているのに、「資格情報のお知らせ（加入者情報）」の配付があった。どうすればよいか。	既に組合員の資格喪失（又は既に被扶養者の認定取消）の手続がお済みの場合は行き違いですので、特に手続は必要ありません。手続がお済みでない場合は、速やかに所属所を経由して所定の手続をお取りください。 「資格情報のお知らせ（加入者情報）」が未開封の場合は開封せずに所属所の事務担当者へ返却してください。開封された場合は返却いただく必要はありませんので、マイナンバーの下4桁に間違いがないことを確認後、御自身で処分してください。
11	「資格情報のお知らせ（加入者情報）」に記載されている、私（家族）のマイナンバー下4桁が間違えている。	（通知文の項番 「 9 」を参照してください。） このお知らせが届いてから2週間以内に公立学校共済組合東京支部まで御連絡ください。
12	「資格情報のお知らせ（加入者情報）」に記載された資格情報が誤っている。どうすればいいか。 ・ 資格情報全般について	「資格情報のお知らせ（加入者情報）」は、令和6年6月20日時点（項目によっては令和6年9月17日時点）でオンライン資格確認等システムに登録された資格情報を記載しています。その時点での正しい情報でしたら問題はありません。最新の資格情報は、マイナポータルにログインして確認することができます。
13	・ 氏名の苗字が旧姓になっている。漢字氏名、カナ氏名又は住所が誤っている（変更されていない。）。	（上記 12 に同じ。） なお、既に氏名変更・住所変更の手続がお済みの場合は行き違いですので、マイナンバーの下4桁に間違いがなければ、特に手続は必要ありません。変更の手続がお済みでない場合は、速やかに所属所を経由して所定の手続をお取りください。
14	・ 負担割合が空欄である。 ・ 負担割合が誤っている（高齢受給者の方）	「負担割合」は、高齢受給者証をお持ちの方のみ表示されます。 （上記 12 に同じ。） 高齢受給者の負担割合は、令和6年6月20日時点で高齢受給者であった方のその時点での負担割合が記載されています。 令和6年8月、9月又は10月から高齢受給者となった方は、令和6年6月20日時点では高齢受給者ではなかったため、負担割合が空欄で表示されています。 最新の負担割合は、現在お手元にある有効な高齢受給者証に記載された負担割合を参照してください。

No.	質問	回答
15	・ 資格取得年月日が、健康保険証（組合員証・被扶養者証）に記載された資格取得年月日と一致していない。	（上記 12 に同じ。） なお、資格取得後の任用形態の変更等により、組合員番号変更・組合員種別変更（一般組合員から短期組合員、短期組合員から一般組合員）があった方については、「資格情報のお知らせ（加入者情報）」には組合員番号変更年月日・組合員種別変更年月日が資格取得年月日として記載されるため、健康保険証に記載された資格取得年月日（当初資格取得年月日）と一致しない場合があります。この場合でも、当初資格取得年月日から資格が継続している場合には、資格期間は途切れずに登録されていますので御安心ください。
16	漢字氏名又は住所について、「資格情報のお知らせ（加入者情報）」では正しく記載されているのに、マイナポータルにログインして確認したところ、文字化けしている（●■で表示されている。）。	当共済組合の組合員情報管理システムに登録できる文字でも、社会保険診療報酬支払基金のオンライン資格確認等システムに登録する際に文字コードの違いから当該文字（外字等）が登録できない場合があります。この場合の当該文字は便宜上●■に置換して登録されていますが誤登録ではありません。保険診療を受ける上での支障はございませんので御安心ください。
17	紛失したので（き損したので）再発行してほしい。	（通知文の項番 「 10 」を参照してください。） 所属所を経由して再交付申請をしてください。送付までには、1 か月程度お時間をいただく場合がありますので、御了承ください。再交付申請の受付は、令和6年11月29日（金）まで（資格担当必着）とさせていただきます。
18	氏名変更したので、再発行してほしい。	（通知文の項番 「 10 , 9(3) 」を参照してください。） 氏名、住所、組合員番号等の資格情報の変更による再交付はできません。「資格情報のお知らせ（加入者情報）」に記載される資格情報は、オンライン資格確認等システムの情報提供により作成されており、情報提供は一度きりとなるため、既に交付した内容と異なる内容での交付はできません。 なお、今回送付分については再発行はできませんが、資格情報（住所を除く。）に変更があった場合は、令和6年12月2日以降、「資格情報のお知らせ」（マイナンバー下4桁の記載のないもの）の交付が可能となる予定です。

